

障がい者福祉プラン・こが

～出会いから 支えあい 分かちあい～

第3期古賀市障害者基本計画

平成27年度～平成32年度



平成27年3月



はじめに

これまで、わが国では、障がい者の定義や基本原則等を抜本的に見直す「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、さらには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定などにより、障がい者の権利擁護や支援の充実が図られてきました。

前計画では、「住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」という基本理念のもと「出会うことから始めよう」を合言葉に施策の推進に努めてきました。

第3期古賀市障害者基本計画では、基本理念は前計画を引き続き継承し、合言葉は出会いから次のステップへの期待を込め「出会いから 支えあい 分かちあい」とし、様々なニーズに応じた福祉サービスの充実や相談支援に関する施策などを定めました。

本計画には、「生活の支援」や「社会参加の支援」、「安全・安心な環境づくり」、「啓発・交流活動の推進」の4つの基本方針と、それぞれの施策とその方向性、具体的な取組みについて掲げており、行政はもとより、地域や各関係機関等とも連携を図りながら、これら施策の着実な推進に努めてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、慎重審議いただきました古賀市障害者施策推進協議会の委員の方々をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後の計画推進にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 27 年 3 月

古賀市長 中 村 隆 象

目次

第1編 序論

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨…………… 2
- 2. 計画の位置づけ…………… 2
- 3. 計画の期間…………… 3
- 4. 計画の推進体制…………… 3

第2章 障がい者を取り巻く状況

- 1. 障がい者の状況…………… 3
- 2. アンケート調査結果…………… 9

第2編 基本構想

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の基本理念……………18
- 2. 計画の基本方針……………18
- 3. 施策の体系……………20

第3編 基本計画

第1章 生活の支援

- 1. 生活の支援……………22
- 2. 地域での支援……………22
- 3. 保健・医療の充実……………24

第2章 社会参加の支援

- 1. 教育、文化芸術活動・スポーツの充実……………26
- 2. 障がい者の就労支援……………27

第3章 安全・安心な環境づくり

- 1. 環境づくり……………29
- 2. 情報提供体制の充実……………30
- 3. 安全・安心の充実……………31

第4章 啓発・交流活動の推進

- 1. 正しい理解の促進……………32
- 2. 障がい者への配慮……………33
- 3. 交流活動の充実……………34

障がい児者のライフステージごとの関係者（機関）の連携……………35

資料

- 用語解説……………38
- 第3期古賀市障害者基本計画策定経緯……………43
- 古賀市地域支援社会資源名簿……………45

第1編 序論

第1章 計画の概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1編 序論

第1章 計画の概要

1、計画策定の背景と趣旨

障がい者に対する法制度は、平成15年度に障がい*のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入され、平成18年度には障害福祉サービスが一元化され、「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成25年度に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）へ改められ、利用者負担額や障がいの範囲の見直し、難病患者を対象に加える一部改正などが行われてきました。

しかしながら、社会環境の変化やライフスタイルの移り変わりにより、ますます障がい者のニーズも多様化していることから、「障害者総合支援法」の基本理念にもあるように、障がいの有無に関わらず全ての国民が共生する社会の実現が求められています。さらに、平成25年度には、障がいを理由とした差別の解消を図るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、わが国においては、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」を批准しました。そのため、本計画は、上記のような改正に対応するとともに、関連法制度の趣旨及び第4次古賀市総合振興計画に即した上で、前計画の課題なども踏まえ策定しました。

2、計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針を定めるもので、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉計画」との整合性をとった計画です。

*障害の「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権を尊重する意味から、可能な限り「障がい」と表記することとしています。ただし、法令や法令上の規定、固有名詞などは漢字表記しています。

3、計画の期間

本計画の期間は、平成 27（2015）年度から終了は計画期間 3 年である障害福祉計画の第 4 期、第 5 期の終了にあわせ平成 32（2020）年度までの 6 カ年とします。なお、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。

～	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	第 2 期障害者基本計画 H22 ～ H26					第 3 期障害者基本計画 H27 ～ H32					
	第 2 期障害福祉計画 ～ H23		第 3 期障害福祉計画 H24 ～ H26			第 4 期障害福祉計画 H27 ～ H29			第 5 期障害福祉計画 H30 ～ H32		

4、計画の推進体制

本計画が実効性のある内容となるように、他の施策などとの関わりも踏まえながら着実に実行していくことが重要となります。そのためにも、関係機関と連携しながら推進及び進行管理に努めます。

また、障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会において、本計画の進捗状況などについての評価・検証を行います。

第 2 章 障がい者を取り巻く状況

1、障がい者の状況

手帳の所持者数では、療育手帳と精神保健福祉手帳においては、平成 22 年度から毎年それぞれ 5 % 程度の増加傾向にあるものの、身体障害者手帳については、横ばいの推移となっています。

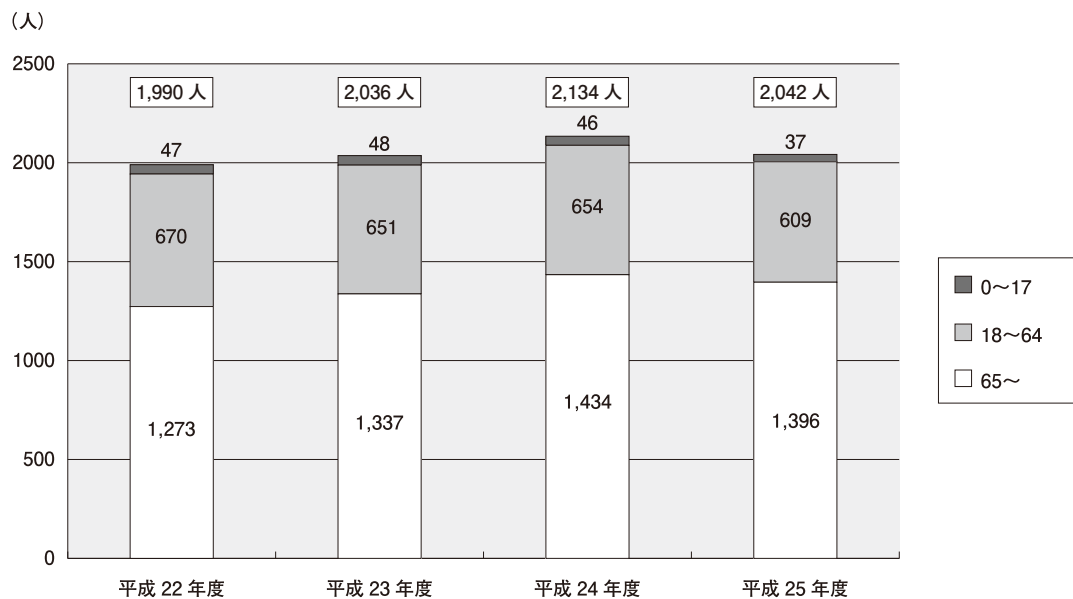
また、障害福祉サービスについては、日中活動系や地域生活支援のサービスをあわせると、利用人数は増加しています。また、平成 24 年度から県より移行された児童サービスについても増加傾向です。一方、訪問系サービスや移動系サービスは、横ばいの推移となっています。

①身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数・年齢区分

交付年度	年齢区分 (歳)	等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 22 年度	0～17	26人	10人	3人	5人	2人	1人	47人
	18～64	205人	113人	102人	148人	65人	37人	670人
	65～	417人	163人	227人	319人	74人	73人	1,273人
	計	648人	286人	332人	472人	141人	111人	1,990人
平成 23 年度	0～17	27人	10人	2人	6人	2人	1人	48人
	18～64	190人	112人	97人	156人	58人	38人	651人
	65～	431人	172人	226人	359人	72人	77人	1,337人
	計	648人	294人	325人	521人	132人	116人	2,036人
平成 24 年度	0～17	28人	9人	2人	6人	0人	1人	46人
	18～64	191人	118人	93人	157人	60人	35人	654人
	65～	470人	180人	243人	383人	81人	77人	1,434人
	計	689人	307人	338人	546人	141人	113人	2,134人
平成 25 年度	0～17	22人	7人	2人	5人	0人	1人	37人
	18～64	173人	107人	97人	142人	58人	32人	609人
	65～	444人	177人	236人	390人	74人	75人	1,396人
	計	639人	291人	335人	537人	132人	108人	2,042人

■身体障害者手帳所持者数（年代別）

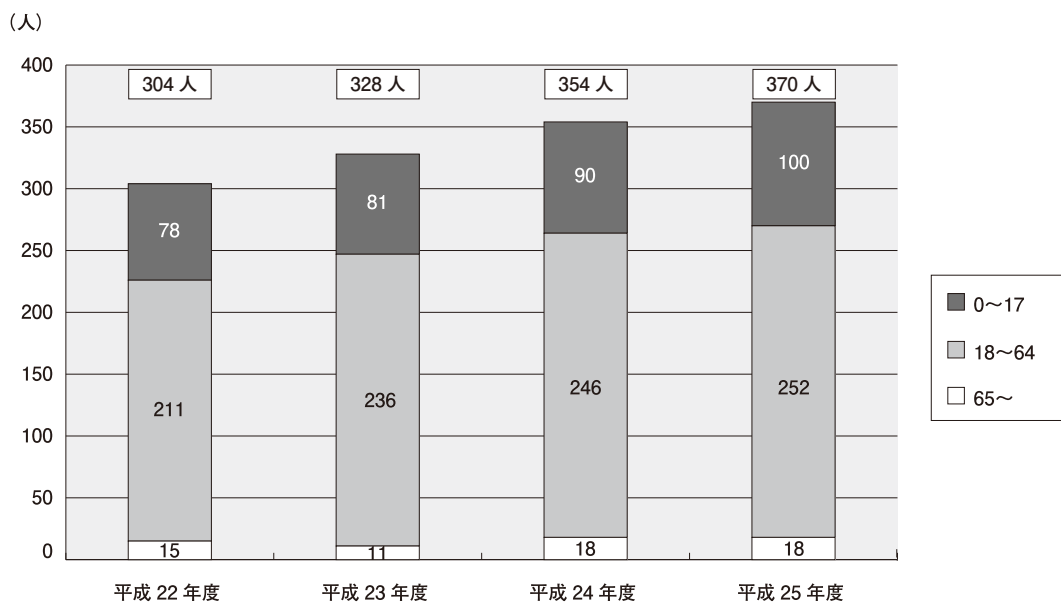


②知的障害者の状況

療育手帳所持者数・年齢区分

交付年度	年齢区分 (歳)	等級		
		A	B	計
平成 22 年度	0～17	17人	61人	78人
	18～64	112人	99人	211人
	65～	12人	3人	15人
	計	141人	163人	304人
平成 23 年度	0～17	21人	60人	81人
	18～64	122人	114人	236人
	65～	8人	3人	11人
	計	151人	177人	328人
平成 24 年度	0～17	25人	65人	90人
	18～64	117人	129人	246人
	65～	15人	3人	18人
	計	157人	197人	354人
平成 25 年度	0～17	28人	72人	100人
	18～64	122人	130人	252人
	65～	15人	3人	18人
	計	165人	205人	370人

■療育手帳所持者数（年代別）

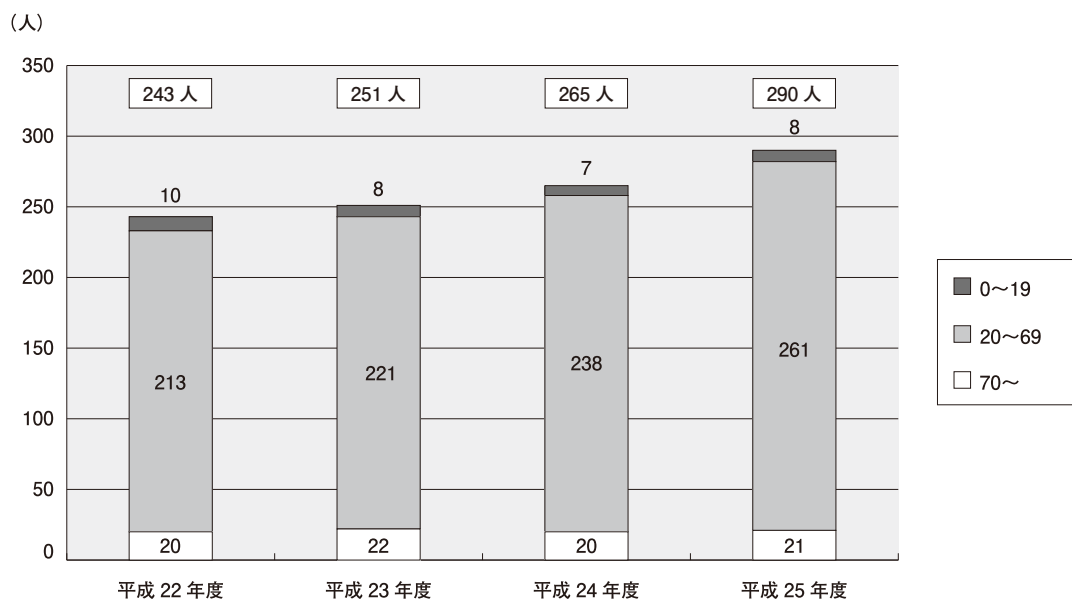


③精神障害者の状況

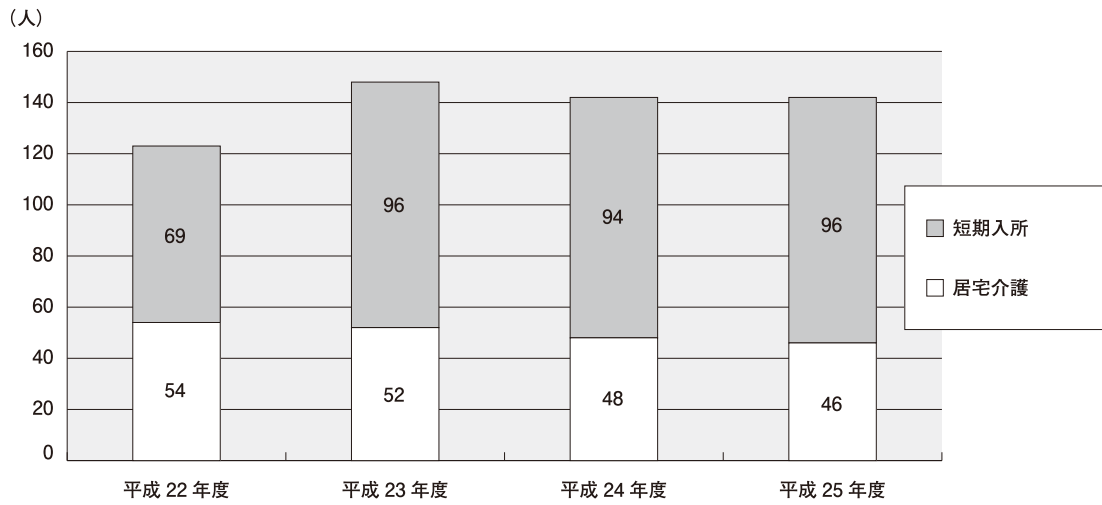
精神障害者保健福祉手帳所持者数・年齢区分

交付年度	年齢区分 (歳)	等級			
		1級	2級	3級	計
平成 22 年度	0～19	0人	5人	5人	10人
	20～69	19人	136人	58人	213人
	70～	10人	9人	1人	20人
	計	29人	150人	64人	243人
平成 23 年度	0～19	0人	3人	5人	8人
	20～69	17人	137人	67人	221人
	70～	10人	11人	1人	22人
	計	27人	151人	73人	251人
平成 24 年度	0～19	0人	3人	4人	7人
	20～69	19人	143人	76人	238人
	70～	10人	7人	3人	20人
	計	29人	153人	83人	265人
平成 25 年度	0～19	0人	4人	4人	8人
	20～69	19人	156人	86人	261人
	70～	12人	8人	1人	21人
	計	31人	168人	91人	290人

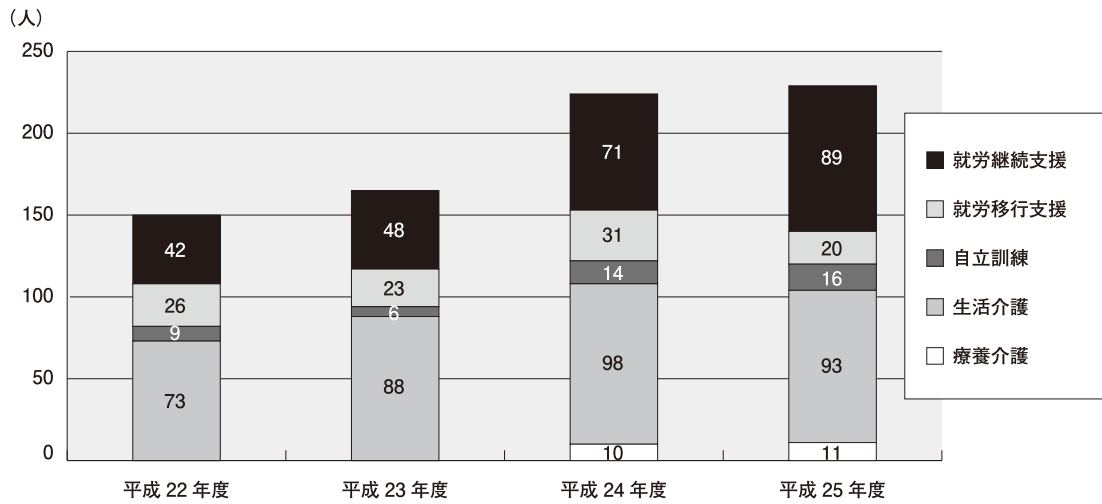
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年代別）



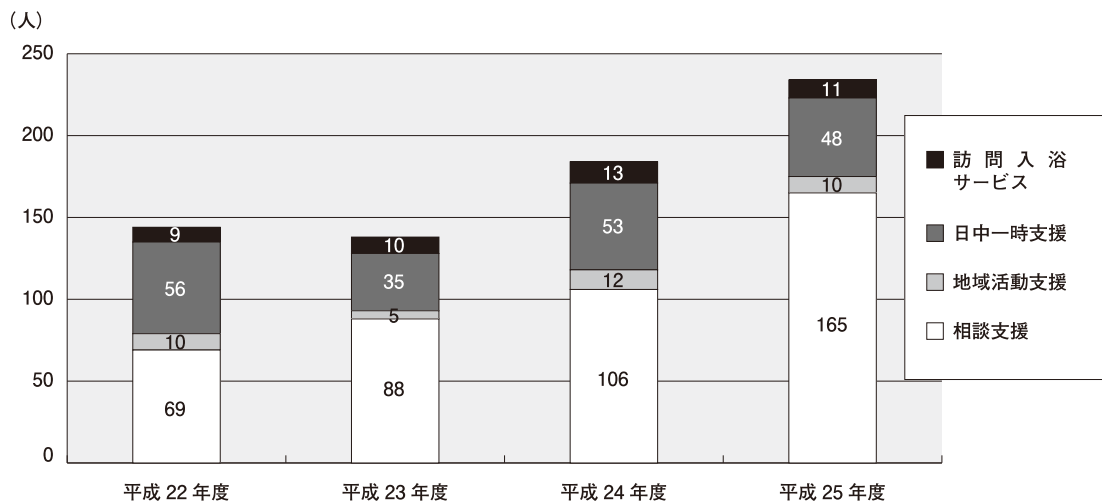
■訪問系サービスの推移



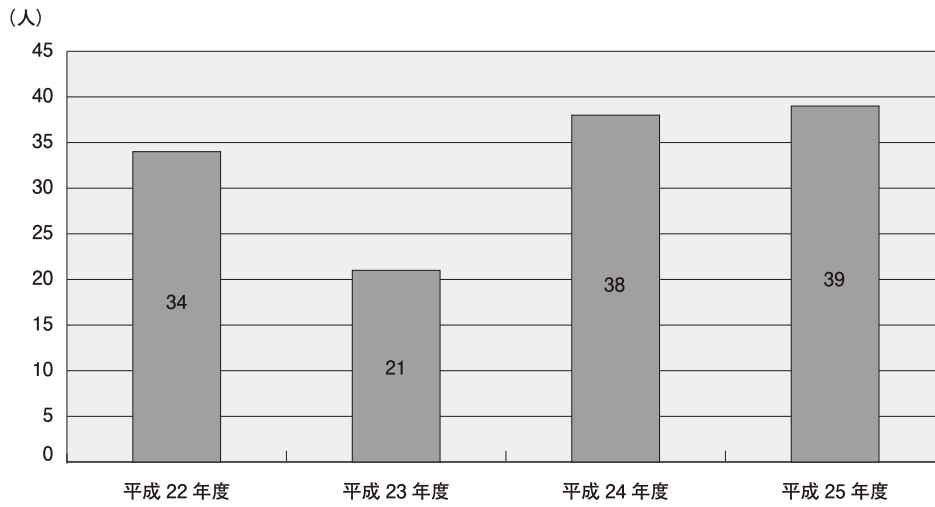
■日中活動系サービスの推移



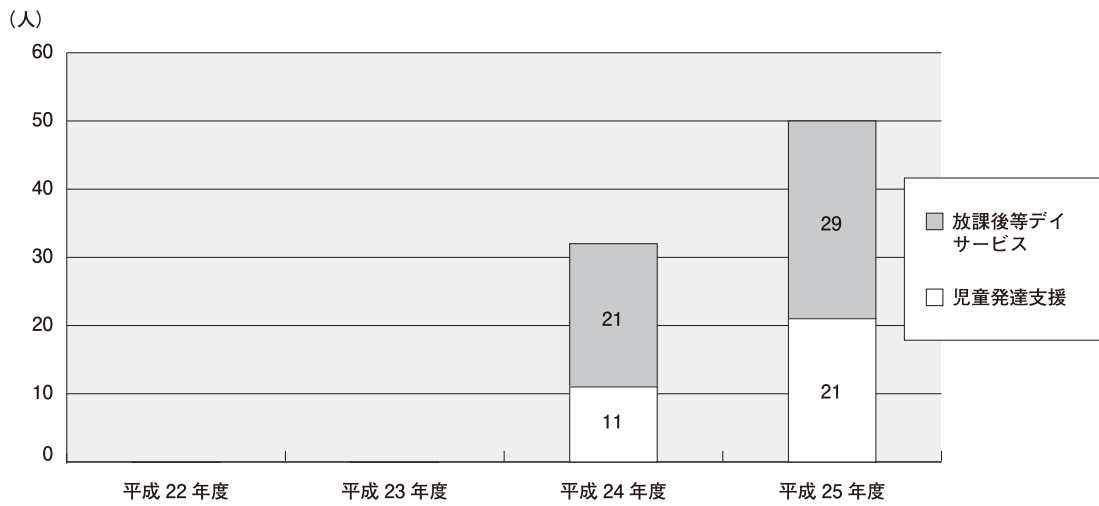
■地域生活支援の推移



■移動系サービスの推移



■児童サービスの推移



※平成 24 年度より県から移譲されたため、平成 24 年度からの実績となっている。

2、アンケート調査結果

(1) 調査の対象

①対象者 平成 26 年 8 月障害福祉サービスを利用している人。

障がい種別		年齢区分内訳(歳)	
・身体障害者	79 人 (23%)	0～17	8 人 (3%)
・知的障害者	137 人 (41%)	18～69	262 人 (81%)
・精神障害者	71 人 (21%)	70～	52 人 (16%)
・障がい児	52 人 (15%)		
合計	339 人	合計	322 人

(ただし、重複障がいもあるため対象者実数は 322 人)

②調査方法

対象者に対して、アンケート調査票を発送あるいは訪問による聞き取りとした。その後、平成 26 年 9 月 30 日までに回収された有効調査票について集計作業を行った。

③回収状況

対象者 322 人に対して回収されたアンケート調査票は、158 件であり、回収率は 49%であった。

(2) 調査結果利用上の留意事項

- ・パーセントは、小数点以下を四捨五入している。
- ・本人が直接回答することが難しい場合、家族や介護者が記入している。
- ・1つの回答に対して2つ以上の回答をしている場合については、回答番号の小さい番号を有効回答とした。
- ・設問において、複数回答や回答がない場合も多くあったため、各設問に対して有効に回答があったもの全体を 100%としている。
- ・N は有効回答者数。

<アンケート結果>

(1) 日常生活について 【図A】、【図B】

- ・『お金の管理について』では「ひとりで出来る」が 29%と低くなっているが、『家の中の移動について』では「ひとりで出来る」が 79%を占める。

(2) 住まい、暮らしについて 【図C】、【図D】

- ・『現在の暮らしについて』では、「家族と暮らしている」が 76%を占める。
- ・『将来の地域生活について』では、「今のまま生活したい」が 69%と最も高くなっている。

(3) 日中活動や就労について 【図E】、【図J】、【図K】

- ・『職場体験について』は、「受けたい」が42%で、「すでに受けている」33%をあわせて75%となっている。
- ・『外出の時困ること』では、外出時の「困った時にどのようにすればよいか心配」が15%、「階段や段差が多い」14%、「外出にお金がかかる」13%、「公共交通機関」10%の順に高い。
- ・『仕事上悩んでいること』は何かをたずねると「収入が少ない」が37%と「職場でのコミュニケーションが上手くとれない」が17%と高い。

(4) 障害福祉サービス等の利用について 【図L】、【図M】

- ・『現在利用しているサービス』で最も高いものは、「相談支援」で33%となっており、「就労継続支援」が26%、「就労移行支援」20%と続く。
- ・『今後利用したいサービス』で最も高いものは、「相談支援」で76%、次に「自立訓練」と「就労継続支援」が56%、「就労移行支援」が52%となる。

(5) 相談相手について 【図N】、【図O】

- ・悩みや困ったことの『普通の相談相手』を尋ねると、「家族や親戚」が28%と最も高く、「施設の指導員など」が19%と高くなっている。
- ・『福祉サービスの情報源』では、「インターネット」と「家族や親戚、友人・知人」がともに17%と最も高く、「事業所の人や施設職員」14%、「行政機関の広報誌」11%、「本、新聞、テレビ、ラジオ」9%が高い。

(6) 権利擁護について 【図F】、【図G】、【図P】

- ・障がいがあることでの『差別の経験について』たずねたところ、「ある」と「少しある」と回答した人が75%となっている。
- ・『成年後見制度について』では、「名前も内容も知らない」が41%である。
- ・『差別を経験をした場所』では、「外出先」が33%で最も高く、「学校・仕事場」25%、「住んでいる地域」17%となっている。

(7) 災害時の避難等について 【図H】、【図I】

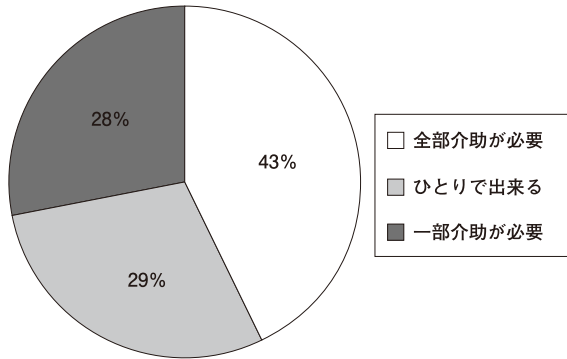
- ・『災害時、単独避難について』では、「できない」が54%となっている。
- ・『災害時、介助者の有無について』では、「いない」が50%であった。

(8) 生活全般について 【図Q】、【図R】

- ・『余暇活動参加の妨げ』は何かとたずねると、「一緒に活動する友人・仲間がいない」が25%と最も高く、「コミュニケーションが難しい」が16%、「どのような活動が行われているか知らない」が14%の順に高くなっている。
- ・『今の生活での悩みごと』では、「健康上のこと」が24%と最も高く、「経済的なこと」が15%、「老後のこと」12%、「意思疎通が十分に出来ない」11%の順に高くなっている。

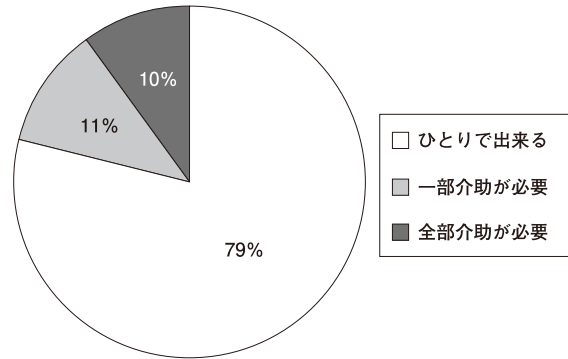
【図A】 お金の管理について

N=156



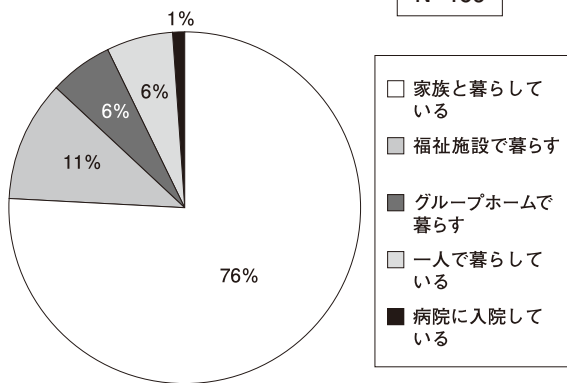
【図B】 家の中の移動について

N=156



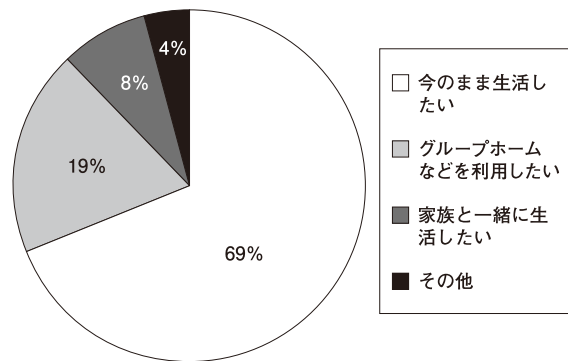
【図C】 現在の暮らしについて

N=156



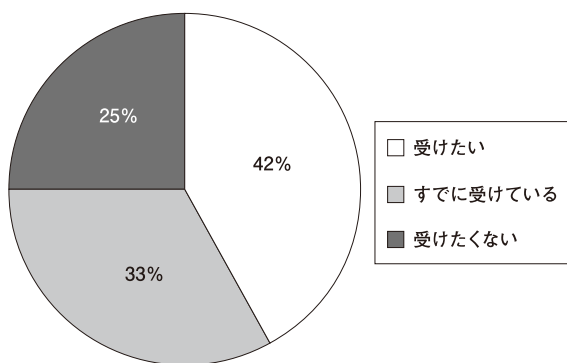
【図D】 将来の地域生活について

N=26



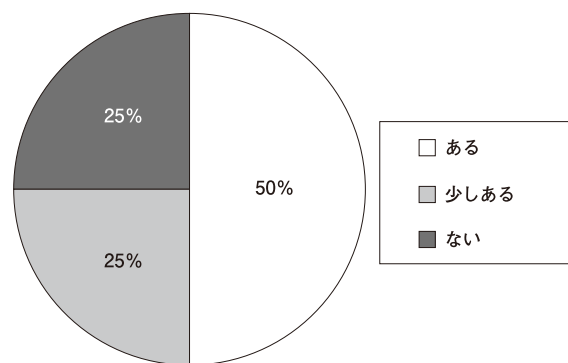
【図E】 職場体験について

N=113



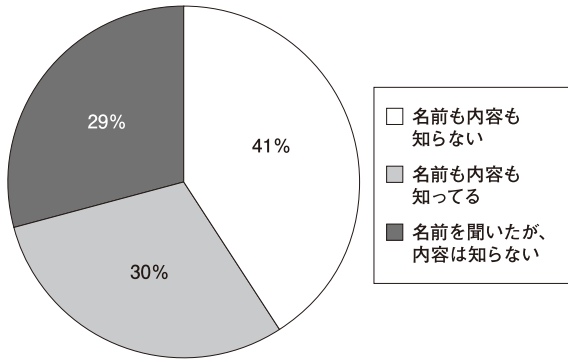
【図F】 差別の経験について

N=136



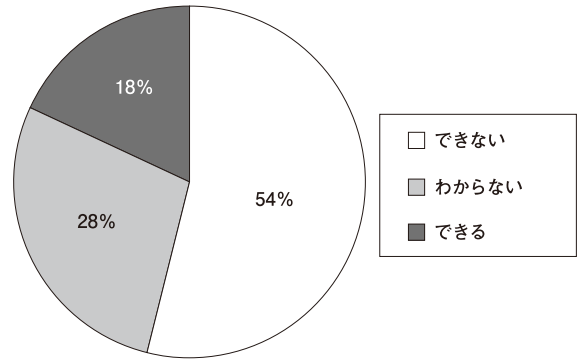
【図G】 成年後見制度について

N=143



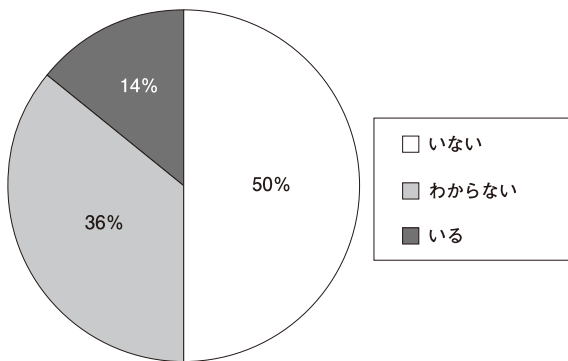
【図H】 災害時、単独非難について

N=155

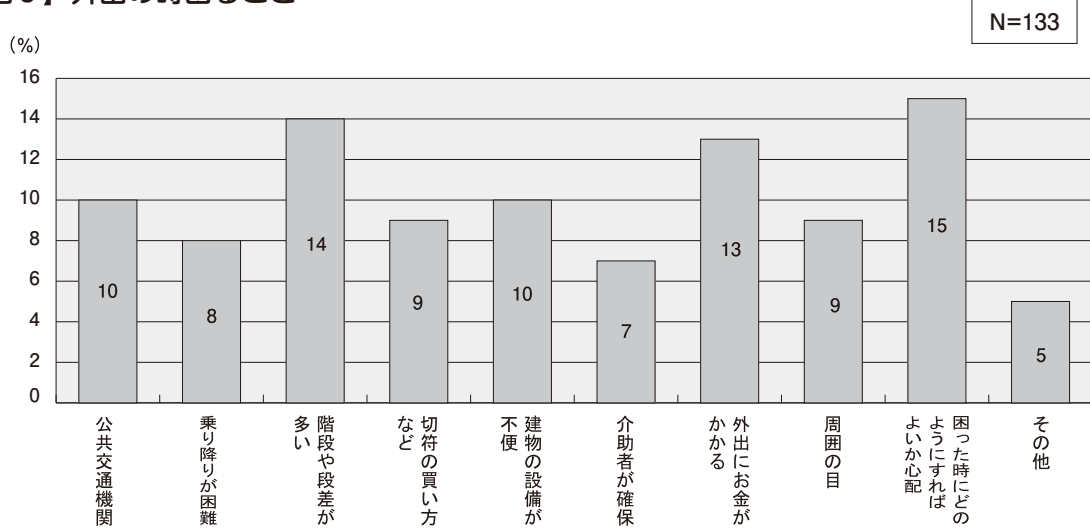


【図I】 災害時、介助者の有無について

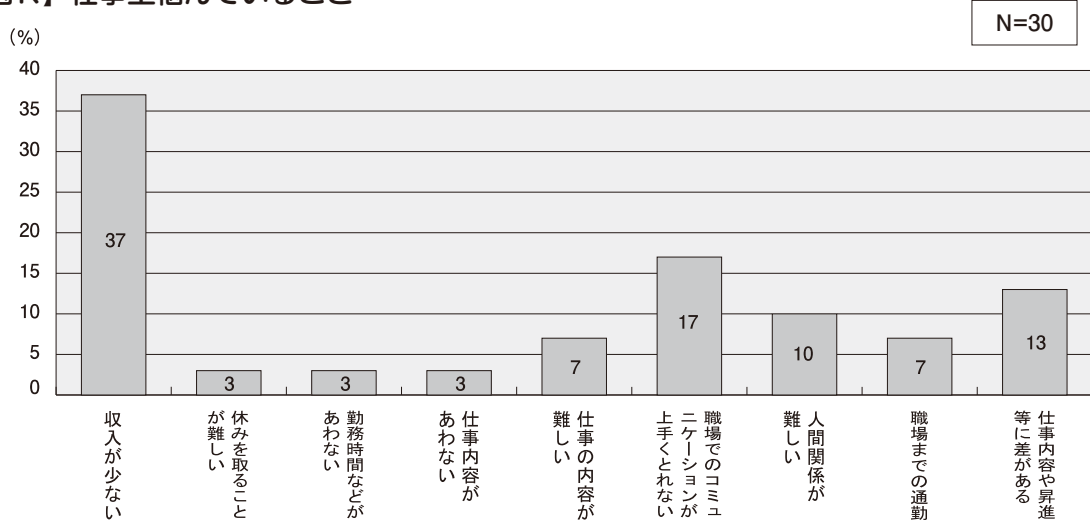
N=148



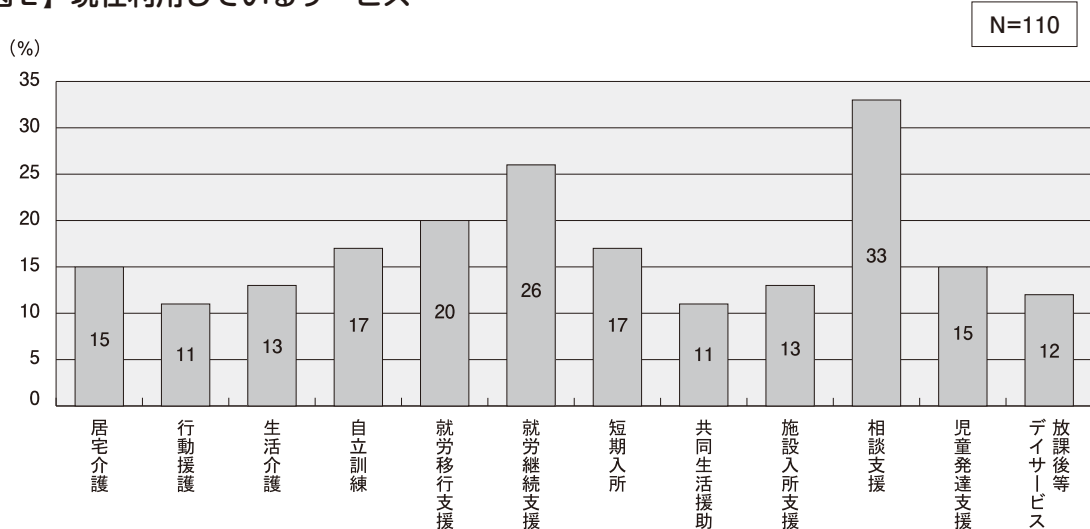
【図J】 外出の時困ること



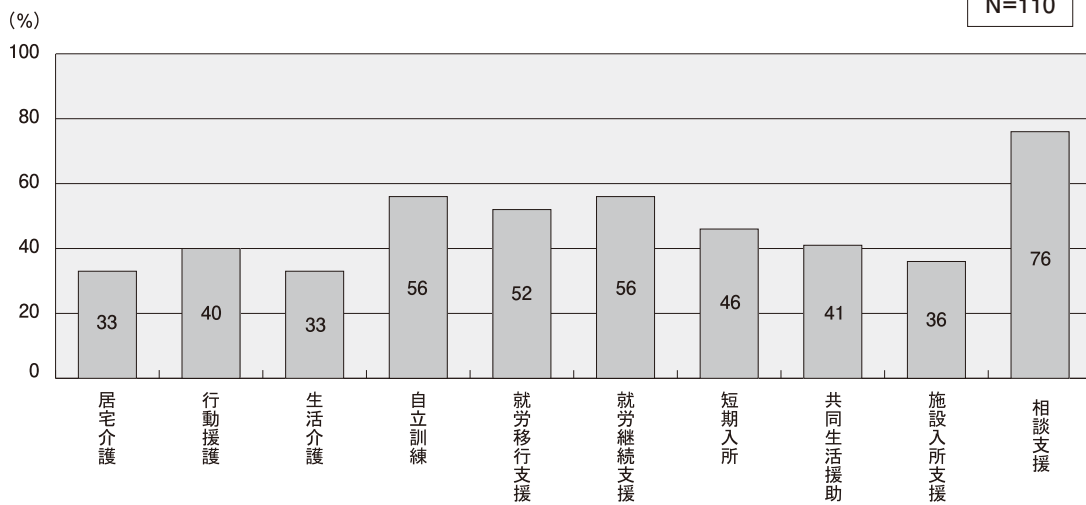
【図K】 仕事上悩んでいること



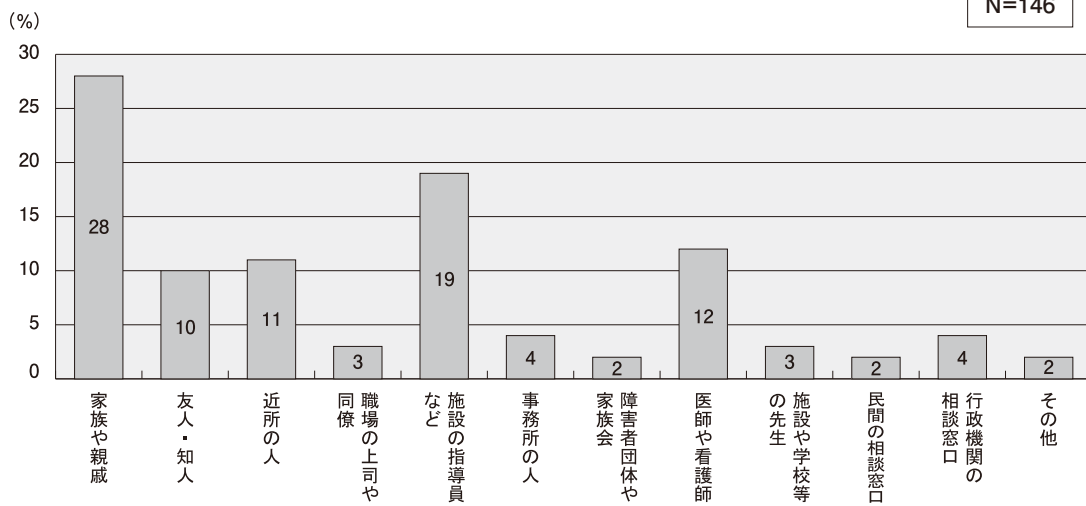
【図L】 現在利用しているサービス



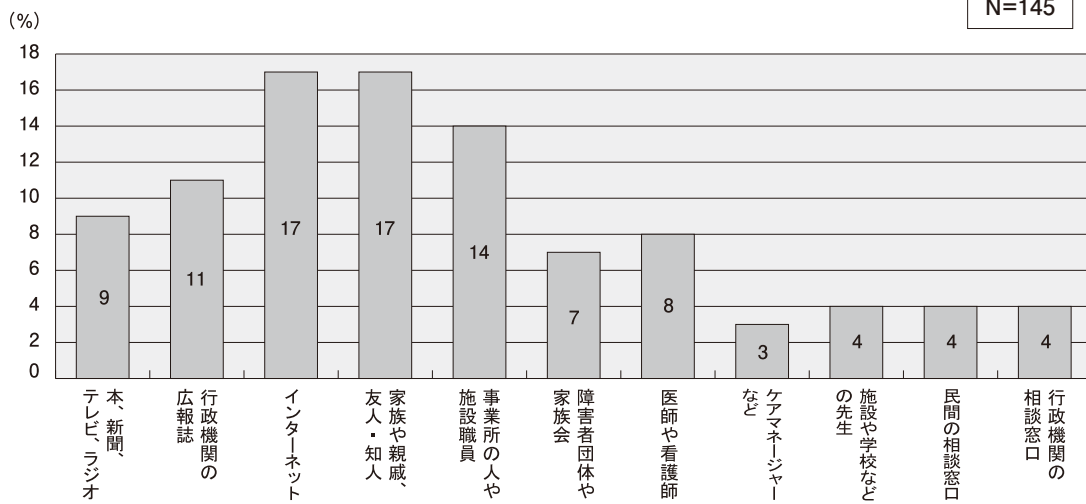
【図M】 今後利用したいサービス



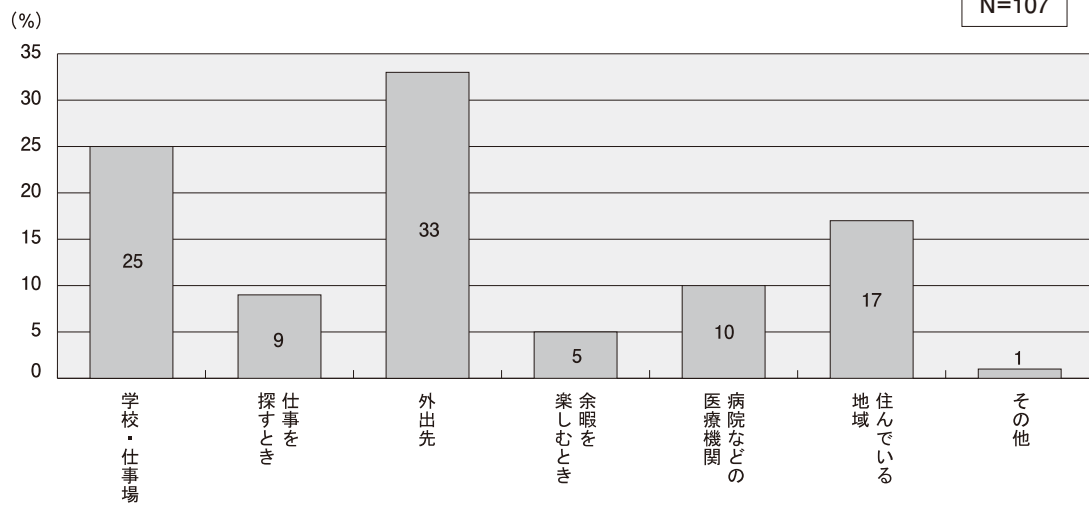
【図N】 普段の相談相手



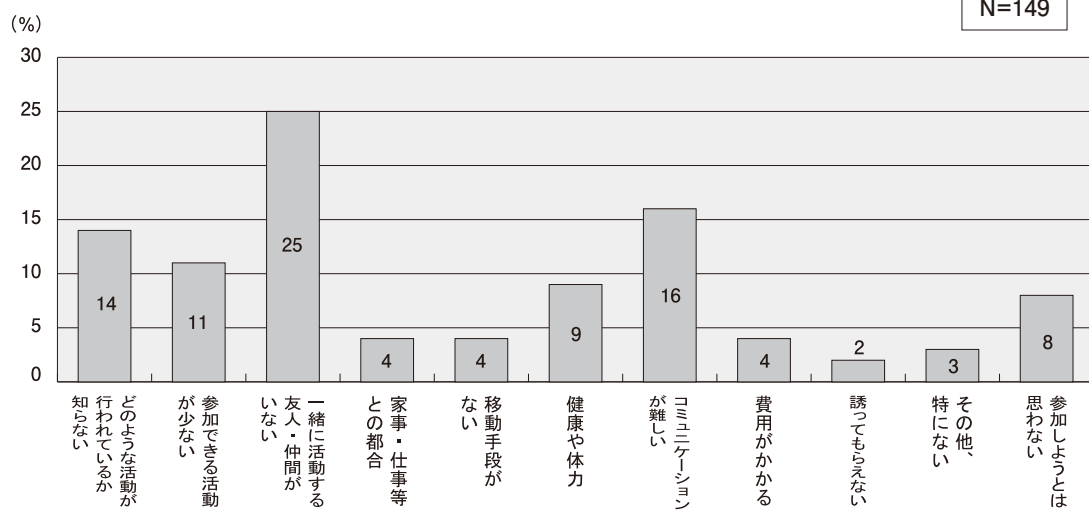
【図O】 福祉サービスの情報源



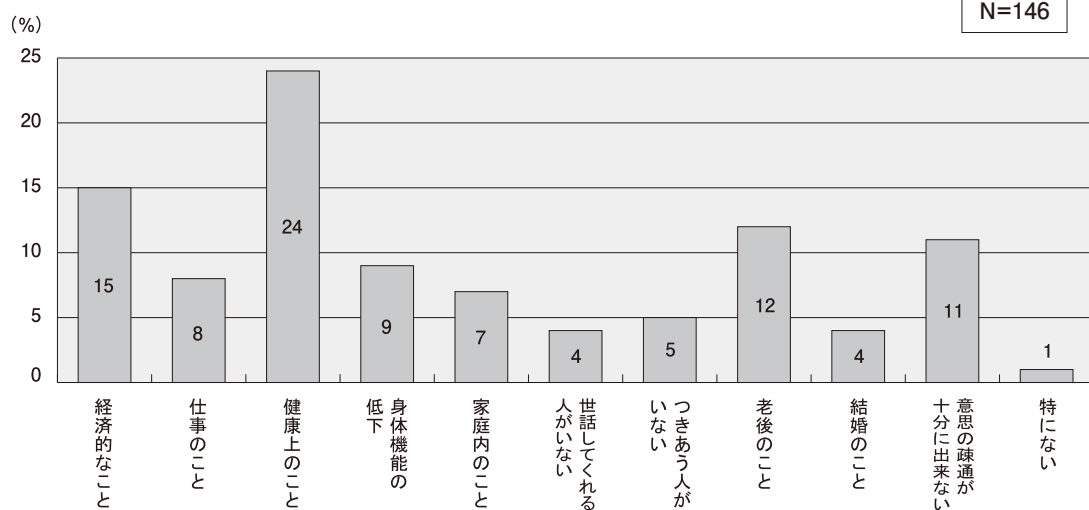
【図P】 差別を経験した場所



【図Q】 余暇活動参加の妨げ



【図R】 今の生活での悩みごと



第2編 基本構想

第1章 計画の基本的な考え方

第2編 基本構想

第1章 計画の基本的な考え方

1、計画の基本理念

『第3期古賀市障害者基本計画』（障がい者福祉プラン・こが）は、変遷する法制度の中にあっても、これまでの国の「障害者基本計画」における趣旨や前計画の基本理念を継承し、「住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」から次のステップに進む意味から「出会いから 支えあい 分かちあい」を合い言葉とします。

2、計画の基本方針

障がい者の生活を基盤とした次の4つの項目を基本方針とします。

(1) 生活の支援

障がい者の地域での生活を支援するために、ライフステージに即した相談事業を行う体制や障がい者とその家族のニーズ及び実態に応じた在宅サービス等の充実を図り、地域で様々な障がい福祉サービスが利用できるよう取り組みます。

また、医療機関等と連携しながら地域で暮らすための支援の充実、地域医療体制や介護予防体制との連携、各種健康診査の推進などによる障がいの重度化、重複化の予防に努めます。

(2) 社会参加の支援

障がい者の社会参加を支援するために、子どもを含めた障がい者への支援体制の充実を図り、関係機関との連携によるインクルーシブ教育システム*の構築、文化・芸術やスポーツに参加できる場の提供に努めます。

また、就労支援として、企業などに対する障害者雇用の啓発・促進、障がい者に対する地域の関係機関が連携して行う総合的な就労支援、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえつつ就労継続支援事業などの福祉的就労の充実と経済的自立の支援に努めます。

※インクルーシブ教育システム

人間の多様性を尊重し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組み。

(3) 安全・安心な環境づくり

地域で安心して安全に日常生活を営むため、住環境の整備やバリアフリーなど障がい者に配慮したまちづくりの推進に努めます。

地震などの災害から守るため、古賀市災害時要援護者避難支援プランなどに基づき、共助による地域の協力を図りながら、安全に避難できるよう体制の充実に努めます。

また、消費者被害から擁護するため、古賀市消費生活センターなどと連携を図るとともに、その啓発に努めます。

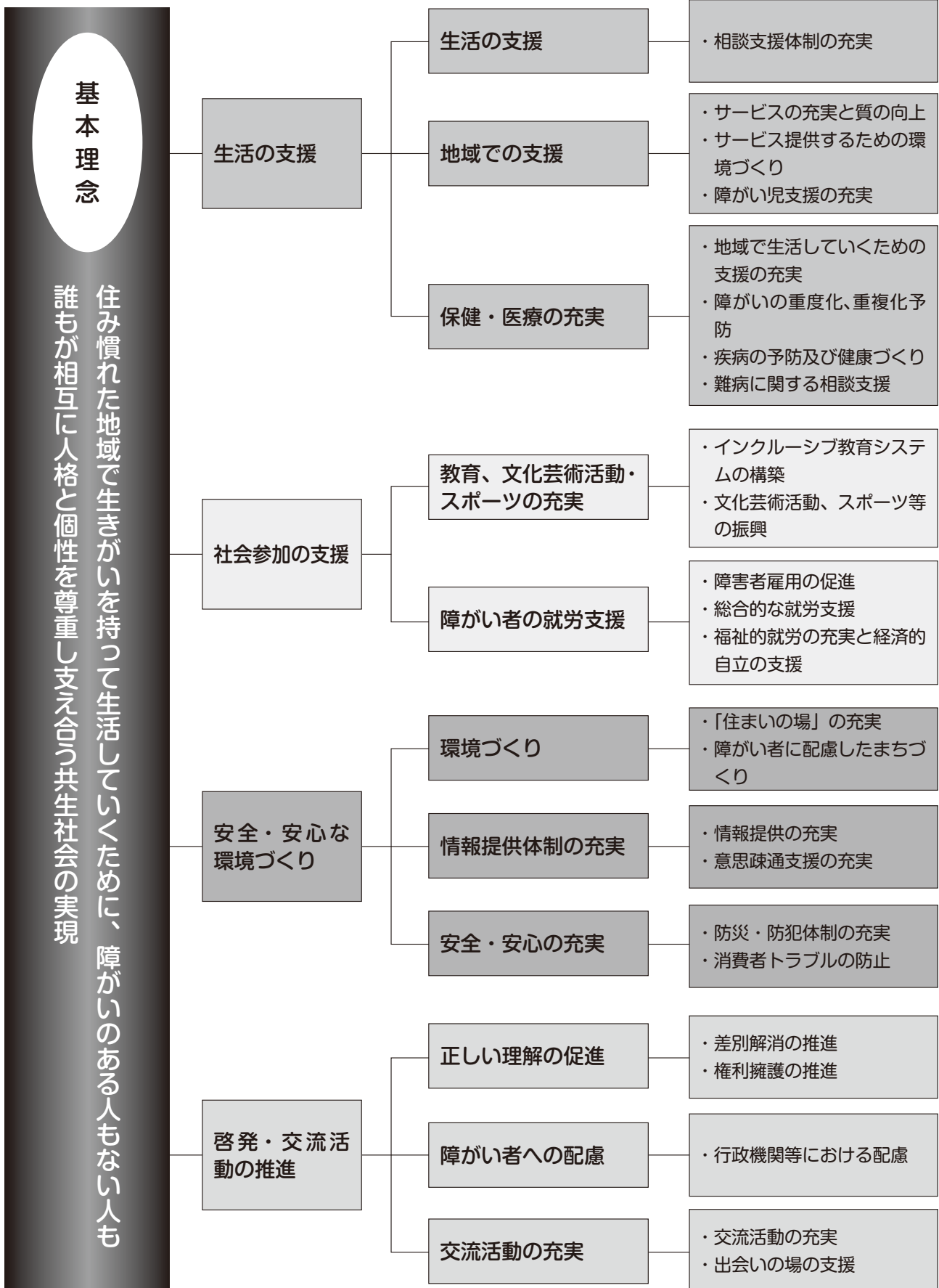
(4) 啓発・交流活動の充実

障がいの有無にかかわらず、共に地域で暮らすために、障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及や啓発により、市民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

また、市の手続きなどにおいて障がい者が適切な配慮を受けることが出来るよう努めます。

障がい者団体やボランティア団体などの活動を周知、促進し、様々な事業と共働することにより、交流の輪を広げたり出会いの場などをつくることに努めます。

3、施策の体系



第3編 基本計画

- 第1章 生活の支援
- 第2章 社会参加の支援
- 第3章 安全・安心な環境づくり
- 第4章 啓発・交流活動の推進

第3編 基本計画

第1章 生活の支援

1、生活の支援

【現状と課題】

●安心して暮らすことのできる地域社会

平成25年度に障害者総合支援法が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる地域社会が求められています。

アンケートの結果においても、『今後利用したいサービス』の中で、「相談支援」の要望が最も多くなっています。また、自立訓練や就労支援などの生活を支援するサービスから共同生活援助や施設入所支援など「住まいの場」の提供まで要望は幅広くあります。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう総合的な支援体制が必要となります。

【施策の方向】

(1) 相談支援体制の充実

- ①障がい者やその家族等からの相談に応じ、そのニーズに対して関係機関と連携を図りながらチームで支援できる体制を作ります。
 - ・自立支援協議会や障害福祉サービス事業所等の関係機関による連携会議の充実
 - ・研修会、就労部会の開催

2、地域での支援

【現状と課題】

●ライフステージに添った多様なサービス

人生を通して直面する課題は移り変わり、本人をはじめ家族や周囲の人に対する支援も変化します。そのため、ライフステージに添ったニーズに対するオーダーメイドの支援を行うには、行政が提供する障害福祉サービスだけでは解決できないことも多く、多様なニーズに対応することができません。

障がい者が一人の人間として人権が尊重され、日常生活や社会生活を送れるように、ライフステージに応じた支援を行う必要があります。

このような支援を実現していくためには、障がい者本人の意向を尊重した上で、障害福祉サービスをはじめ様々な地域資源を活用することが必要になります。そのためには、障がい者に関わる障害福祉サービス事業所だけでなく地域の支援者等とも連携することが不可欠になります。

●地域で生活するための環境づくり

知的障害者の中にもほぼ全介助という人が増えつつあるなど、障がいの重度化や介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行の普及に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障害福祉サービス利用のさらなる増加が予想されます。

障がい者が地域で生活するためには、障がい者や家族等のニーズ及び実態に応じた、住まいや日中活動の場及び在宅サービス等の環境を整備する必要があります。

●障がい児に対するサービス

障がい児を対象としたサービスは、平成24年度改正の「児童福祉法」により、障がい種別で分かれていた体系が一元化されました。また、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、ますます障がい児の支援体制の強化が求められています。

障がい児の成長に伴い、障がい児及び家族に対して適切な障害福祉サービスの支援を図り、療育支援に関する情報提供や相談支援を行います。

【施策の方向】

(1) サービスの充実と質の向上

- ①障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実に努めます。
 - ・特性やニーズに応じた障害福祉サービス提供や必要な情報の周知
- ②公的サービスをはじめ地域資源を活用し在宅生活を支えます。
 - ・障害福祉サービス事業者とボランティアや民生委員などの地域の支援者との情報交換
- ③地域における居住支援の充実
 - ・障がいの重度化、重複化及び高齢化に対応するグループホームなどの整備促進に関する働きかけ
 - ・住宅改修などに対する相談支援の充実

(2) サービス提供するための環境づくり

- ①様々なニーズに対応するため相談支援事業所と連携し、地域で障害福祉サービスが利用できるように、障害福祉サービス事業所の整備促進に関する働きかけを行います。
 - ・障害福祉サービス事業所の整備促進

(3) 障がい児支援の充実

- ①障がい児及び家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで療育支援等に関する情報提供や相談等の支援を行います。
 - ・相談支援や情報提供による療育支援の充実
- ②関係法令に基づき、関係機関と連携し、指導や訓練の支援など発達段階に応じて、適切な障害福祉サービス等を提供します。
 - ・療育支援のための、サービス提供の基盤整備と支援体制の促進

3、保健・医療の充実

【現状と課題】

●地域で生活していくには

精神障害や医療的ケアを必要とする重度障害者の地域移行や地域定着を図るため、障害福祉サービスとともに訪問看護等の保健医療サービスの充実が求められています。

精神障害者が地域で生活していくためには、精神障害者への支援を地域において行うとともに地域資源を整備する必要があります。そのために、医療機関、保健所等との連携を促進していく必要があります。

●障がいの重度化、重複化予防に対する取り組み

社会生活からのストレスなどによる精神障害や生活習慣を起因とする病気などによる障がいの重度化、重複化が深刻となっています。

障がい者が身近な地域で障がいに応じてきめ細かで適切な医療やリハビリテーションを受けられることが重要です。その際、特に、障がい者の高齢化への対応や障がいの重度化・重複化の予防にも留意する必要があります。

●疾病を予防するための健康づくり

身体障害や精神障害については、その原因が生活習慣を起因とする疾病や社会生活におけるストレスなど身近にある場合が多い傾向にあります。

障がい者に対する健康の保持・増進を図る必要があります。また、障がいの原因となりやすい疾患(心臓疾患、糖尿病、脳血管疾患等)、外傷、感染症等の予防のための取り組みの充実を図ることも必要です。

●難病に関する相談支援

障害者総合支援法において、障がいの範囲の見直しにより新たに難病等が追加されました。

難病患者に対し、相談支援に関する情報の提供や難病等の特性に配慮した障害福祉サービスの検討を行うことが必要です。地域で生活する難病患者の療養環境や日常生活の質が確保されるよう、関係機関と連携していく必要があります。

【施策の方向】

（１）地域で生活していくための支援の充実

- ①医療機関、保健所等との連携を促進します。
- ②精神障害者が地域で生活できる社会資源の活用に努めます。
 - ・グループホームの整備
 - ・地域活動支援センター「みどり」の活用
 - ・市障害者生活支援センター「咲」の活用

（２）障がいの重度化、重複化予防

- ①適切な医療が受けられるよう地域医療体制の充実に努めます。
- ②障がい者の高齢化への対応として介護予防講座や高齢者の地域支援におけるネットワークの活用を促進します。

（３）疾病の予防及び健康づくり

- ①各種健診（検診）の実施や地域、職域、学校などでの健康づくりを推進し、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に努めます。
- ②妊婦教室や妊婦健診等の実施により、産まれる前からのリスクの軽減及びすこやかな発育、発達を支援します。
- ③生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する情報提供・啓発を行います。

（４）難病に関する相談支援

- ①難病患者へ相談支援に関する情報提供を行います。
- ②医療機関、保健所、福岡県難病相談・支援センター等との連携を図ります。

第2章 社会参加の支援

1、教育、文化芸術活動・スポーツの充実

【現状と課題】

●途切れることのない支援体制と特別支援教育の充実

子どもを育てていく過程で、家庭、保育所、幼稚園から学校へ、子どもに関わる環境や制度は移り変わっていきます。進学等のたびに支援経過の情報が途切れることのないよう関係機関で連携し、情報共有を行っています。

特別支援教育では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っています。

各小中学校に特別支援教育支援員を配置して日常の学校生活のサポートをするとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、保護者への支援として、主任相談員が学校を訪問し、サポートする訪問型特別支援教室「ひまわり教室」を設置しています。

今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じながら、障がいの有無にかかわらず、共に学んでいけるような支援の充実が望まれます。また、成長の過程において途切れることのない支援体制の強化も必要です。

●参加しやすい文化芸術活動・スポーツの普及

アンケートの結果において、『余暇活動参加の妨げ』についての設問に対し、「どのような活動が行われているか知らない」という回答が多く見られました。現在、障がい者の文化芸術活動については、市の文化事業や行事への参加募集等を通じて障がいの有無にかかわらず一緒に文化・芸術に触れることのできる機会の提供を行っています。障害者スポーツに関しては、体験する機会として一日体験会の開催や、障がいのない人と一緒に楽しむ機会としてレクリエーションスポーツ教室や風船バレー教室などを実施しています。また、身体障害者福祉協会が毎年障害者スポーツ大会へ参加しており、出場支援も行っています。

今後はより多くの人々が文化芸術活動・スポーツに参加できるよう、行事の開催とともに様々な広報媒体を利用したイベント等の周知が望まれています。

【施策の方向】

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- ①障がいのある子どもの支援体制の整備を図り、関係機関との連携を充実させます。
 - ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実
 - ・療育支援に関わる関係機関相互の連携の充実（特に就学前から就学後への一体的な療育支援体制の充実）

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

- ①障がい者が活躍できる、文化芸術の学びの場を提供します。
 - ・文化行事への参加機会の提供（文化祭、童謡まつり、健康福祉まつり等）
- ②障害者スポーツの普及・拡充をめざした取り組みを行います。
 - ・障がい者へのスポーツ機会の提供（体験会の開催、施設の開放等）
 - ・競技スポーツの支援としてパラリンピック等のトップアスリート育成に向けた国および県との連携
- ③行事、イベント等を行う関係機関からの情報収集及び周知を行います。

2、障がい者の就労支援

【現状と課題】

●障害者雇用の促進

障害者雇用促進法において、平成25年4月から民間企業（50人以上規模）における障がい者の法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられました。この改正により障害者雇用に対する関心がこれまで以上に高くなり、企業の社会的責任や地域との関わりがますます求められることから、障害者雇用を拡大する大きな機会となることが考えられます。その一方で、福岡県の民間企業の障害者雇用率は1.8%（全国平均1.82%、平成26年6月1日福岡労働局）と対前年比で0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率2%には及ばない状況です。これまで以上に民間企業に対する障害者雇用に対する理解促進を図る必要があります。

●障がい者の就労の場づくり

障害者雇用が進まない背景として、障がい者側には仕事に対する情報や経験が不足しており就労に対して不安があることや、雇用する側には障がい者を知る機会が少なく、雇用することへの不安があることなど、双方の理由から就職に結びつきにくい状況があります。

また、アンケートの結果において、『職場体験について』で「受けたい」と「すでに受けている」が7割を超え、就労に対する関心が高いことがわかります。

障害者雇用を進めていくために、もっと多くの障がい者の職場体験や実習などの就労の場づくりが必要となります。

障がい者の就労を促進していくためには、障がい者の就労に対する関心や意欲を高めていくことと、雇用する企業側の障がい者に対する理解を促進していくことの双方からのアプローチが必要です。そのために、障がい者と企業とが出会う機会を増やしていくことが大切です。

●福祉的就労の充実と経済的自立の支援

アンケートの結果において、『今後利用したいサービス』についての設問に対し、多い回答の1つに「就労継続支援事業」があります。

しかしながら、障がい者が就労継続支援事業所等の訓練で得られる工賃向上は難しい状況にあり、経済的自立は厳しい状況にあります。

今後、障がい者が一般就労できるための支援とともに、就労継続支援事業所等における工賃の向上等、福祉的就労の底上げを図るために、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえつつ、販路拡大や受注促進等も官民一体となった取り組みを推進していく必要があります。

【施策の方向】**(1) 障害者雇用の促進**

- ①障害者雇用への不安を解消し、その理解促進を図るため、企業に対してアプローチします。
 - ・商工会や工業団地など市内企業へ障害者就業・生活支援センター「ちどり」や就労支援事業所と訪問
 - ・障がい者の受け入れマニュアル等の資料の配布
- ②障がい者の職場体験を推進し、体験を通して双方の不安解消を図ります。
 - ・市内企業と協力し、障がい者の職場体験の場の確保
 - ・受け入れ可能な企業と職場体験を希望する障がい者をマッチングして体験を円滑に行う流れのシステム化

(2) 総合的な就労支援

- ①地域の関係機関が密接に連携して、職場体験の推進や雇用前から雇用後の定着支援まで一貫した支援を行います。
 - ・市無料職業紹介所と障害者就業・生活支援センター「ちどり」との連携
 - ・障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会の開催
- ②就労に対する情報を提供し、就労意欲や関心の向上につながるように支援します。
 - ・障がい者本人や家族、支援者に対する就労支援セミナー等の開催
 - ・具体的なイメージができる資料等による就労に関する情報提供の充実

(3) 福祉的就労の充実と経済的自立の支援

- ①一般就労が困難であっても、福祉的就労の場において社会参加の機会の確保に努めます。また、経済的自立を支援するため、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえつつ、就労継続支援事業所等における環境向上に取り組みます。
 - ・まごころ商品等の販路拡大及び販売訓練の機会の充実
 - ・市民農園等を利用した農業分野における体験や就労訓練の検討
 - ・地域にある仕事や就労継続支援事業所の請負先の開拓

第3章 安全・安心な環境づくり

1、環境づくり

【現状と課題】

●「住まいの場」の環境整備

アンケートの結果においても、『将来の地域生活について』という設問で「今のまま生活をしたい」との回答が最も多く、次いで「グループホームなどを利用したい」という回答が多くなっています。障がい者が地域で安心して生活できるグループホームなどの「住まいの場」が少ない現状があり、その環境整備が1つの課題となっています。

そのため、障がいがあっても将来にわたって地域で暮らせるよう、安全で安心して生活できる環境をつくる必要があります。

●障がい者に配慮したまちづくりへの取り組み

アンケートの結果において、『外出の時困ること』との設問において、「困った時にどのようにすればよいか心配」が最も多く、次いで「階段や段差が多い」となっており、階段や段差が障がい者の社会参加への妨げとなっています。

これまでも、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「古賀市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、JR古賀駅や千鳥駅のエレベーター整備や周辺の歩道等の整備などを計画的に行ってきましたが、引き続き障がい者に配慮したまちづくりに取り組んでいく必要があります。

公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化及び障がいについての啓発などソフト面の課題についても、ノーマライゼーション*の考え方に立ち、障がい者が地域で安全に安心して生活し社会参加できるよう今後も継続して関係機関や関係部署と連携し取り組んでいく必要があります。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【施策の方向】

(1)「住まいの場」の充実

①家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な人に対して、地域での自立生活を支援するため、「住まいの場」の確保などへの支援に取り組みます。

- ・グループホームなどの整備促進に関する働きかけ

(2)障がい者に配慮したまちづくり

①「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がい者等に配慮したまちづくりを推進します。

- ・公共施設や道路の環境整備について、引き続き関係機関や関係部署との連携

②心のバリアフリーについても、障がい者の自立と社会参加を促進するため、関係部署と連携を取りながら、周囲の理解や関心を高めることができるような取り組みを行ないます。

- ・障がいについての理解や啓発
- ・障がい者用駐車場の利用や点字ブロックの意味などの啓発

2、情報提供体制の充実

【現状と課題】

●情報提供の充実

アンケートの結果において、『福祉サービスの情報源』の設問に対して、多い回答では、「インターネット」、「家族や親族、友人・知人」、「事業所の人や施設職員」や「行政機関の広報誌」があります。これまでの行政機関の広報誌に加え、インターネットの普及によりその活用も増えてきていますが、すべての人がそれらにより情報を得るわけではありません。

障がい者が自ら必要な福祉サービスを選択するためには、さらなる情報提供の充実が求められます。このような状況から、市障害者生活支援センター「咲」など日常生活の身近なところでも情報が得られるよう情報提供を充実させる必要があります。

●意思疎通支援の充実

アンケートの結果において、『余暇活動参加の妨げ』の設問については「一緒に活動する友人・仲間がいない」が最も多く、次いで「コミュニケーションが難しい」という回答が多くなっています。また、『今の生活での悩みごと』では、悩みごとの1つに「意思の疎通が十分に出来ない」があります。社会参加や今の生活をするにあたって、コミュニケーションの支援が求められます。

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらえるよう支援していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 情報提供の充実

- ①制度に関する情報や生活上の情報等を継続的に周知します。
 - ・広報こがのコーナー「咲からの風」の充実
- ②地域や関係団体などと連携し、情報提供を充実させます。
 - ・地域や関係団体などと連携
 - ・「まちづくり出前講座」の実施

(2) 意思疎通支援の充実

- ①聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通が困難な人に対して、手話通訳者などの派遣を行うことにより、コミュニケーションが適切に行えるよう支援に取り組みます。
 - ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣
- ②手話奉仕員の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図りコミュニケーション支援の充実に努めます。
 - ・手話奉仕員の養成研修等の実施

3、安全・安心の充実

【現状と課題】

●防災・防犯対策の推進

アンケートの結果において、『災害時、単独避難について』に関して、一人で避難「できない」及び『災害時、介助者の有無について』では、近所で助けてくれる人が「いない」という回答が共に半数以上を占めています。

大規模災害を想定した場合、特に障がい者にとっては迅速な情報の伝達や適切な避難誘導が望まれます。そのような災害時では、行政等が全てにおいて対応することは困難であるため、家族、地域や障害福祉サービス事業所などが普段から話し合い、適切に対応できる体制を整える必要があります。

また、地域で安心して生活していくためには防犯への対策も必要です。

●消費者トラブルの防止

消費者トラブルに関しては、障がい者に限らず社会問題となっていますが、国民生活センターが作成した「消費生活年報 2014」によると、全国の消費生活センターへの相談件数は平成 16 年度をピークに減少に転じたとは言え、平成 20 年度からは横ばいに推移しており、これからも障がい者が巻き込まれる可能性があります。

障がい者が消費者トラブルに巻き込まれないように関係機関と連携していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 防災・防犯体制の充実

- ①関係部署と連携しながら、災害時要援護者避難支援プランに基づき、障がいのある人への防災意識の向上を図り災害時の支援体制の充実に取り組みます。
 - ・自力で避難することが困難な障がい者に対して、要援護者情報の登録を推進するなどの支援体制の充実
 - ・災害時に安否確認等の支援ができるような日常的な連携の充実
- ②行政や警察などの関係機関と地域や障がい者団体、障害福祉サービス事業所等との連携の促進により犯罪被害の防止に努めていきます。

(2) 消費者トラブルの防止

- ①障がい者が犯罪や悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれないよう市消費生活センターなどの関係機関との連携を促進し、防止に努めます。

第4章 啓発・交流活動の推進

1、正しい理解の促進

【現状と課題】

●障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的に、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されます。

アンケートの結果においても、『差別の経験について』で障がいを理由に差別を受けた経験が「ある」という回答が半数を占めており、差別の解消に取り組んでいく必要があります。

また、日常生活や地域活動への参加などにおいて、障がい者に対する関心や理解がないために、社会参加が制限されることや抑制されることもあり、障がいに対する理解などの啓発等に取り組む必要もあります。

●権利擁護の推進

アンケートの結果において、『成年後見制度について』の設問で、「名前も内容も知らない」、「名前を聞いたが、内容は知らない」と答えた人が7割を占め、成年後見制度についての認識が低いことがわかります。

障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めていきます。

また、障がい者に対する虐待が社会問題となっており、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。そこで、障害者虐待防止法に基づく障がい者の虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、その適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組んでいきます。

【施策の方向】

(1) 差別解消の推進

- ①障がいを理由とする差別の解消のため、市民に対する正しい理解の普及を図ります。
 - ・広報こがにおける啓発記事の掲載
 - ・人権に関する学習や人権尊重週間における取り組み等での啓発の充実
 - ・関係機関と連携し、精神障害に関する講演会等啓発活動の推進

(2) 権利擁護の推進

- ①成年後見制度などの普及啓発に努め、制度の利用促進に努めます。
 - ・相談支援での情報提供、広報等による周知
 - ・市社会福祉協議会等と連携し、安心生活サポート事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の普及啓発
- ②障害者虐待防止法に基づき、障がい者の虐待防止に努めます。
 - ・関係機関と連携し、障がい者の虐待防止の研修会実施

2、障がい者への配慮

【現状と課題】

●行政機関等における配慮

各行政機関等における事務事業の実施にあたっては、障害者差別解消法の趣旨に基づいて、障がいを理由とする差別は行なってはならないこととされ、また障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった時は、社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うこととされています。

行政機関の職員等に対する障がい者に関する理解を促進し、手続き等において障がい者への配慮を図っていく必要があります。

また、障がい者に対して選挙における配慮を引き続き行なっていく必要もあります。

【施策の方向】

(1) 行政機関等における配慮

- ①行政機関での手続き等において障がい者への配慮、理解に努めます。
- ②選挙において障がい者の配慮に引き続き努めます。
 - ・移動の困難な障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置
 - ・障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう適切な取り組みの実施

3、交流活動の充実

【現状と課題】

●障がい者等の交流の推進

アンケートの結果において、『余暇活動参加の妨げ』となっているのは「一緒に活動する友人・仲間がない」という回答が最も多くなっており、余暇活動に参加したくともできない現状があります。

障がい者の社会参加を促進するためには交流の機会や出会いの場を設けるなどの交流活動への支援が必要とされています。

【施策の方向】

(1) 交流活動の充実

①障がい者団体やボランティア団体の活動を周知し、また関係機関と連携しながら様々な事業と共働することで、交流の輪が広がるよう取り組みます。

- ・健康福祉まつり等への参加により交流活動を促進
- ・障がい者団体やボランティア団体などの活動の周知

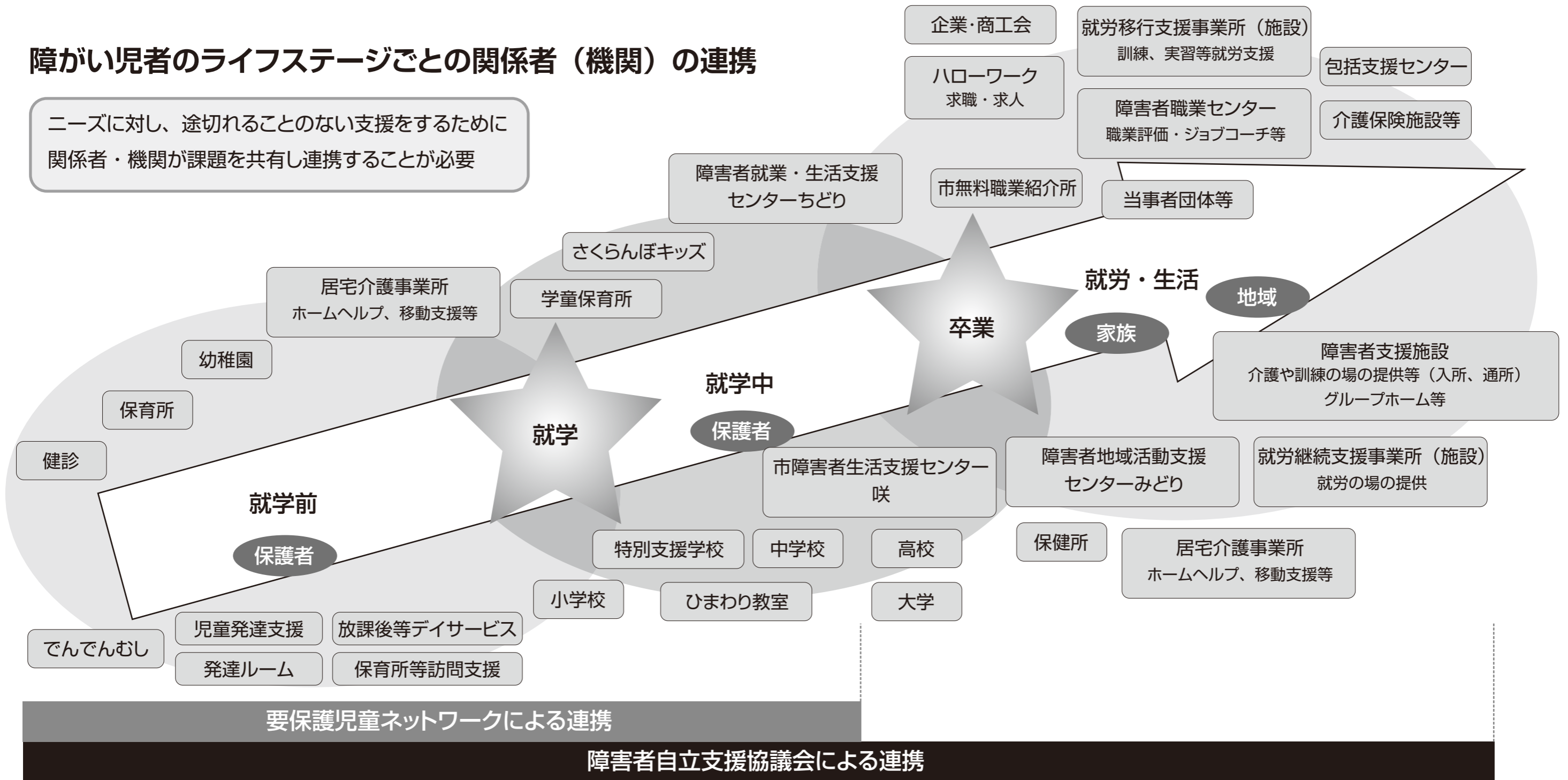
(2) 出会いの場の支援

①交流の場の少ない障がい者やその家族の出会いのきっかけをつくり、交流を支援します。

- ・本人や家族の悩みに関するテーマの勉強会や交流会の開催
- ・市障害者生活支援センター「咲」の多目的スペースの活用促進

障がい児者のライフステージごとの関係者（機関）の連携

ニーズに対し、途切れることのない支援をするために
関係者・機関が課題を共有し連携することが必要



『障害者自立支援協議会』の機能を充実させます。

障がい者の様々なニーズに対応するためには、保健、医療、福祉、教育、就労、地域など多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意する必要があります。障がい者や家族のニーズはライフステージにより変化していき、支援する機関も移り変わるため、上の図のように障がい者に関わる多分野・多職種の官と民が共働する場が必要です。

個々の機関が抱える課題を共有し、『具体的に皆で共働するネットワーク』を構築するため、市障害者生活支援センター（咲）と福祉課が事務局となり、障害者支援に関する情報や課題の共有、学習、協議、連携をする「障害者自立支援協議会」の機能を充実させます。

障害者自立支援協議会を、本計画の具体的施策の実施に横断的に活用します。

関係機関との情報共有や連携、就労に関するセミナーの開催、勉強会等の開催、情報収集・情報発信などについて、障害者自立支援協議会の機能を活用させ、実施します。

資料

用語解説

第3期古賀市障害者基本計画策定経緯

古賀市地域支援社会資源名簿

用語解説

ア行

【安心生活サポート事業（日常生活自立支援事業）】

認知症高齢者、知的障害者等の判断力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護する仕組み。具体的には社会福祉協議会が主体となって、利用者との間で利用契約を締結し、「生活支援員」が地域で生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等の援助を行うもの。

カ行

【介護保険制度】

要介護高齢者を社会全体で支え合う高齢者介護システムとし、平成12年4月に介護保険法施行によって運用が開始された。社会全体で介護リスクを担う社会保険方式が導入された。加齢に伴い要介護状態となり、介護、機能訓練ならびに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供し、保健医療の向上および福祉の増進を図るものである。

【共生社会】

「共生」はもともと生物学の「symbiosis」の訳語で、「2種類の生物が互いに利益を交換しあって生活する相利共生」を意味し、これを現在社会にあてはめて、社会の中で様々な人間が、お互いに相互補完関係を築きながら一緒に生活していく社会。

【古賀市交通バリアフリー基本構想】

「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」（平成12年度制定）に基づき、古賀市の交通拠点である鉄道駅を中心とした総合的な移動環境を整備することを目標としている。

【古賀市災害時要援護者避難支援プラン】

古賀市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者等の要援護者が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達・避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備し、要援護者が安心して暮らすことのできる地域社会を形成することを目的とした計画。（平成21年度策定）

【古賀市障害者生活支援センター】

古賀市内の在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障がい児並びにその家族に対し、相談支援を行なうセンター。相談に応じながら福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング及び情報提供等を行い、障がい者の自立と社会参加、地域生活を支援する機関。古賀市では障害者生活支援センター「咲」を平成17年に「なのみの里」内に開設し、平成20年1月、五楽保育所跡地に移転設置している。

【古賀市消費生活センター】

「消費生活専門相談員」の資格を持った相談員による相談受付をはじめ、啓発冊子の配布や出前講座の開催等を通じて消費生活情報を提供している。平成 25 年度から相談日を週 4 日に拡大し、「古賀市消費生活相談窓口」から「古賀市消費生活センター」へと改称。

【古賀市地域防災計画】

災害対策基本法に基づき、市の地域における災害に関わる予防、対応、対策及び復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画。

(平成 20 年度改正)

【古賀市無料職業紹介所】

古賀市民及び就業後古賀市民となることを希望する者に就業の機会を提供することを目的としている。月曜日から金曜日まで相談員が常駐し、求職者（労働者）と求人者（雇用主）の橋渡しを行う。仕事を閲覧するだけでなく、相談員が求職者の希望や職歴をヒヤリングしながら、相談者に見合う仕事の相談、紹介を行う。

サ行

【障害者権利条約】

正式には、「障害者の権利に関する条約」という。日本では、平成 26 年 1 月国会承認を経て、批准され、障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進を目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を規定。

【障害者雇用促進法】

正式には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」という。雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める。

【障害者虐待防止法】

正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどを目的とし、平成 24 年 10 月より施行。

【障害者差別解消法】

正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月制定（施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月予定）。

【障害者就業・生活支援センター】

障がい者の雇用の促進と就業生活の安定を図るため、就職を希望する障がい者や在業中の障がい者が抱える課題に対応し、ハローワーク、福祉施設、特別支援学校等と協力して障がいのある人の就業面と生活面を一体的に支援することを目的とした事業。現在福岡県内には、7ヶ所あり、古賀市内では「ちどり」がある。

【障害者自立支援法】

これまでの障がい種別ごとの異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービスについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとし、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的として施行された法律である。

【自立支援医療費（精神通院）】

精神障害の適正な医療を普及し、早期発見、早期治療によってその効果を高めるため、精神障害者が病院や薬局等において通院により行われる精神障害の医療を受ける場合に、その医療費に必要な費用の一部を医療保険と公費により負担する制度。

【障害者総合支援法】

正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。これまでの「障害者自立支援法」を平成25年度より「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施される。障害福祉サービスは、この法により提供され、障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住の状況等）を踏まえて支給決定を行う「自立支援給付」と、地域における社会資源やニーズ等に応じ、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」に大別される。

【障害者優先調達推進法】

正式には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため、平成25年度から施行されている。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に規定された更生養護を受ける者であることを証する手帳。同法第15条に基づき、医師の診断書を添付し、市町村が申請窓口になり、都道府県が判定し、手帳交付を行う。対象とされる障がいは、視覚、聴覚等、音声言語等、内部機能（心臓、腎臓等）、肢体不自由であり、状態に応じて1～6級の等級が定められる。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたって日常生活や社会生活上の制約がある人を対象に、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1～3級とし、2年ごとに精神障害の状況について、都道府県知事の認定を受ける。

【成年後見人制度】

判断力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度であり、家庭裁判所が選任した成年後見人等または任意後見契約に基づく任意後見人が、本人に代わって意思決定するもので、財産管理をはじめ生活全般にわたる法律行為を行うもの。

タ行**【地域医療】**

医療を通じて社会の民主化、住民自治を推進し、医師と地域住民が手を取り合ってより良い地域社会を築いていくことをめざす活動である。

【地域活動支援センター】

障害者総合支援法における地域生活支援事業の一つ。障がい者に対して、日中活動の場を提供し、地域での活動に参画できるよう支援することを目的としている。活動内容や形態によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型がある。古賀市では現在、Ⅰ型（地域活動支援センター「みどり」）とⅡ型（こがの里、ふくとぴあ）を実施している。

【特別支援教育】

従来の特殊教育の障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」より

【特別支援教育支援員】

障がいのある児童生徒をサポートするための支援員を配置し、個々の児童生徒に応じた教育の推進を目的としている。専門的な知識を有する特別支援教育支援員を各小中学校に配置し、発達障害をはじめとする支援の必要な児童に対して、指導、支援の補助等を行う。また教員、保護者等の相談にも応じ、情報提供等を行う。

ハ行**【バリアフリー】**

障がいがある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で使用され、段差等の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ピアカウンセリング】

障がいのある人が自ら体験に基づいて、障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人が自らカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言・指導を行う。

【福岡県福祉のまちづくり条例】

障がい者や高齢者をはじめ、県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して平成10年3月に制定された。障がい者や高齢者が円滑に生活できる生活関連施設の整備促進のため、県・市町村等の責務、整備基準の遵守等を定めている。(平成19年度改正)

【福祉的就労】

授産施設や小規模作業所、共同作業所で働くこと。自立、更生を促進し、いきがいをつくることを目的としている。従来一般就労するための訓練の場であったが、一般就労が難しく長期的に利用している者も多い。一般企業における就労(一般就労)と異なり、雇用関係にはなく、ここで得られる授産工賃は、最低賃金の適用除外である。

【法定雇用率】

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれの規模や形態に応じて定められている割合(法定雇用率)に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。雇用義務の対象となる障がい者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

【訪問型特別支援教室「ひまわり教室」】

古賀市内の小・中学校を相談員が巡回し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、保護者や先生をサポートする教室。児童生徒の状況の把握、必要な助言や支援、関係機関等の連携を図りながら、子ども達が持つ発達能力をできるだけ伸ばし、自立に向けての支援を行う。

ラ行

【ライフステージ】

人が生まれてから死ぬまでの間に経験する乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のこと。

【療育手帳】

申請に基づき、児童相談所または障害者更生相談所において、知的障害者であると判定された者に対して交付する手帳。知的障害児(者)に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

第3期古賀市障害者基本計画策定経緯

障害者施策推進協議会の開催状況

開催期日	会 議
平成26年11月27日	第1回障害者施策推進協議会
平成26年12月15日	第2回障害者施策推進協議会
平成27年1月22日	第3回障害者施策推進協議会
平成27年2月12日	第4回障害者施策推進協議会
平成27年3月26日	第5回障害者施策推進協議会

平成27年2月18日～平成27年3月19日 パブリックコメント

古賀市地域支援社会資源名簿（平成27年3月現在）

障害福祉サービス

障害児通所支援

いちばん星
なないろキッズ
さくら館 等

日中一時支援事業所

なのみのもり さくらんぼキッズ
昭和学園 やまと更生センター
いちばん星 等

短期入所事業所

なのみのもり 粕屋新光園
県リハビリテーションセンター 昭和学園
久山療育園 等

日中活動系福祉サービス

なのみみ芸 なのみのもり こがの里 県リハビリテーションセンター
福岡サンテラス 緑の里 立花園 福岡コロニー
ふくとびあ はまゆうワークセンター きすな 生更木
デイサービスセンター 等

居住系福祉サービス

なのみのもり 昭和学園
玄海はまゆう学園 ルクス
シーサイドヒル はまゆう 等

居宅介護事業所

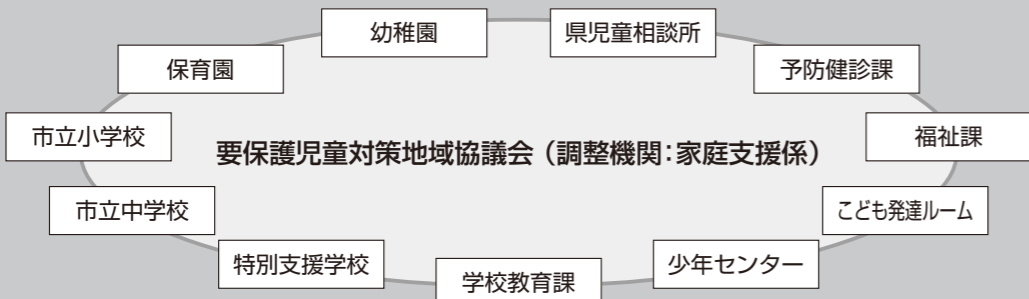
ほっとステーション 介護ステーションコスモス ソウケン・ケアサービス めだかヘルパーステーション
お結び古賀・新宮 ヘルパーステーションどんぐり アップルハート宗像 等

相談支援事業所

市障害者生活支援センター「咲」 にじの色
古賀市社会福祉協議会 等

家庭支援係（サンコスモ古賀内）

TEL：092-942-1159
FAX：092-942-1154



「寄って館」（地域包括支援センター）

TEL：092-942-1156
FAX：092-942-0404

高齢者の総合相談を受け付けています。

身近な相談窓口

家庭支援係（サンコスモ古賀内）

TEL：092-942-1159
FAX：092-942-1154

市障害者生活支援センター「咲」

TEL：092-944-2441
FAX：092-944-2442

地域活動支援センター「みどり」

TEL：0940-34-9750
FAX：0940-34-9751

障害者就業・生活支援センター「ちどり」

TEL：092-940-1212
FAX：092-944-4071

市無料職業紹介所（古賀市役所内）

TEL：092-942-1111（代表）
FAX：092-942-3758

県の関係機関

粕屋保健環境事務所
TEL：092-939-1500
FAX：092-939-1186

福岡県精神保健福祉センター
TEL：092-582-7500
FAX：092-582-7505

ハローワーク福岡東
TEL：092-672-8609
FAX：092-672-3000

福岡県障害者更生相談所
TEL：092-586-1055
FAX：092-586-1065

宗像児童相談所
TEL：0940-37-3255
FAX：0940-37-3299

福岡障害者職業センター
TEL：092-752-5801
FAX：092-752-5751

地域支援団体

古賀市社会福祉協議会

TEL：092-944-2941
FAX：092-944-2942

（権利擁護事業やボランティア団体の連絡調整、福祉会活動の推進を行います。）

古賀市民生委員・児童委員会

障害者団体

古賀市身体障害者福祉協会 古賀市障がい児・者親の会
古賀市視覚障害者ネットワークこだま 古賀市ココの会
ぼちぼちくらぶ～あたしんち～ 古賀市障害者連絡協議会
あじさい園 等

福祉会

ボランティア団体

古賀手話の会 音訳ボランティア「カナリヤ」 サンボニー号（軽リフト）
点訳奉仕「ルイの会」 古賀要約筆記の会うさぎ 等

第3期古賀市障害者基本計画
障がい者福祉プラン・こが
～出会いから 支えあい 分かちあい～

平成 27 年 3 月

編集・発行／古賀市（保健福祉部福祉課）

〒 811 - 3116

福岡県古賀市庄 205 番地

TEL 092 - 942 - 1150

FAX 092 - 942 - 1154

メール／ fukushi@city.koga.fukuoka.jp

ホームページ／ <http://www.city.koga.fukuoka.jp>

